

愛媛県警察における女性の活躍等に関する情報（令和7年6月）

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項（特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況の公表）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項（特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表）並びに同法第21条（女性の職業選択に資する情報の公表）に基づく情報の公表

1 職業生活に関する機会の提供に関する実績

(1) 新規採用した職員に占める女性職員の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
警察官	11.4%	16.1%	24.2%	31.9%	18.6%
一般職員	50.0%	66.7%	88.9%	40.0%	90.5%

(2) 全職員に占める女性職員の割合（毎年4月1日現在）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
警察官（目標：12%程度）	11.0%	11.2%	11.6%	11.9%	12.2%
一般職員	55.8%	55.9%	53.4%	53.7%	54.8%

(3) 各役職段階にある職員及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和7年4月1日現在）

ア 警察官

警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	管理的地位にある職員の割合
0.3%	3.3%	12.5%	30.8%	53.1%	3.6%

イ 一般職員

課長	次長	管理官	調査官	課長補佐	係長	主任	主事	管理的地位にある職員の割合
0.93%	0.46%	1.85%	0.46%	8.8%	25.5%	30.6%	31.9%	12.5%

2 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(1) 子どもの生まれた男性職員に占める育児休暇、育児休業等の取得者の割合

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配偶者出産休暇（3日） （目標：100%）	取得率	93.2%	94.2%	95.8%	99.1%	98.0%
	日数	2.2日	2.5日	2.6日	2.9日	2.8日
育児参加休暇（5日） （目標：100%）	取得率	78.0%	86.9%	98.3%	97.2%	83.3%
	日数	2.5日	3.3日	4.3日	4.0日	3.2日
育児休業（※1）	警察官	0%	2.3%	6.1%	18.4%	74.0%（※2）
	一般職員	0%	16.7%	25.0%	80.0%	100.0%（※2）

※1 令和5年10月1日から目標を「50%以上」とした。

※2 令和6年度における育児休業取得期間の分布状況

警察官 1月未満 86.5%、1月以上半年未満 12.2%、半年以上1年未満 1.4%

一般職 1月未満 50.0%、1月以上半年未満 50.0%

(2) 子どもの生まれた女性職員に占める育児休業取得者の割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
警察官（目標：100%）	100%	100%	100%	100%	100%（※）
一般職員（目標：100%）	100%	100%	100%	100%	100%（※）

※ 令和6年度における取得期間の分布状況

警察官 1年未満 15.0%、1年以上1年半未満 5.0%、1年半以上2年未満 15.0%、2年以上 65.0%
一般職 1年未満 11.1%、1年以上1年半未満 33.3%、1年半以上2年未満 22.2%、2年以上 33.3%

(3) 職員の年次有給休暇及び夏季特別休暇の取得状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年次有給休暇取得日数 （目標：15日以上）（※1）	14.2日	14.3日	13.2日	14.4日	13.9日
夏季特別休暇取得日数（※2） （目標：5日）	2.9日	2.9日	4.8日	5.0日	5.0日

※1 令和5年10月1日から目標を「年次有給休暇の年間取得日数15日以上、夏季特別休暇の取得日数5日」とした。

※2 令和3年までは、夏季特別休暇の付与日数は3日、令和4年以降は5日